

Title	宮下孝吉著 西洋古代・中世経済史
Sub Title	Wirtschaftsgeschichte Europas in Altertum und Mittelalter, von Prof. Kokitch Mijaschita
Author	宇尾野, 久
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1968
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.61, No.2 (1968. 2) ,p.246(136)- 250(140)
JaLC DOI	10.14991/001.19680201-0136
Abstract	
Notes	書評
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19680201-0136

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

宮下孝吉著

『西洋古代・中世経済史』

宇尾野 久

堅実な学風をもって知られている宮下教授の「西洋古代・中世経済史」が版を新たにミネルバ書房より出版されたことは、社会経済史の学界にとって誠に幸なことと云わねばならない。

著者は序文で、「先史時代からの一直線的な進歩発達ではなく、多種多様な発展をしてきたことを認めないわけにはいかなかった。とくに、古代ならびに中世の経済発展を過度に単純化して、「原始化」したり、その逆に「現代化」することを自らに戒しめた。本書は古代・中世を取扱い近世を対象としてはいないが、近世へのいづくちは随所に示しておいた。」と述べていられる。(はしがき)

第一編 古代は、第一章欧州文化の成立、第二章古代東方諸国
第三章ギリシア・ローマの社会経済 第四章ゲルマン人の社会経済
の形で叙述され、構成されている。

現在我国の研究がすでに、オリエント学会や西洋古代学会でそれぞれの独自の研究分野で展開されていることに対応して編成された

と私有の共存の可能性と史的な現実性が存在した。

このような土地所有又は占有の問題は従来カエサルやダキトッス(ローマ人)の生活感覚に従って居住様式(Siedlung)と関連して取扱われてきたが、著者が住居構造と区別して扱われたことに注目すべき点が見られる。

ついで第二編中世が始まる。

私はここでヨーロッパ経済の起原について書かれた標準的な作品である Robert Latouche, Les origines de l'économie occidentale, 1956, Paris. と対照し乍ら書評することになる。そしてこの著作と対照的な地位を占める Friedrich Lütge, Deutsche Sozial- und Wirtschaftsgeschichte, Dritte Auflage, 1966. との両極からその距離を照射することが、最も正確を期することにもなる。

H. Pirrenne, A. Dopsch 及び Heinrich Dannenbauer, Die Entstehung Europas. I u. II. Band. に至るまで古代から中世への文化連続性と断絶性の問題は、ヨーロッパ世界の誕生にとって極めて大きな地位を占めている。

著者は、この問題について先に示した土地所有の問題の中ですでに示唆深い発言をして居られる。「所有権概念が何時生じたかという問題と、個人の私有財産殊に土地私有(権)の事実が何時生じたかという問題とは峻別せねばならぬ。」(一一五頁)といったことは、中世世界の成立についても妥当する。著者は「古代学は三世紀を以って古代から中世への内面的な組みかえの一つの時代だと見、従って、古典時代およびプリンキパート(元首制)に訣れを告げるもの

のであらうが、例えば J.G.D. Clark, Prehistorie Europe, 1952. London, & Walter Otto, Reinhard Herbig, Handbuch der Archäologie, München, 1950. 等と対照し乍ら読み進むとき、先史時代又は古代の扱いが極めてむずかしいことが解る。たとえば現在 München の F. Lütge 教授のように中部独乙の研究を氷河期から始めるやり方とユーラシア文化のような一つの文化圏として古代を扱う方法があり、古代社会の時空間をどのような形でセットするかに著しく困難を感じる。このことは同時に歴史又は経済史が一般的又は総論的なものとして Kötzschke R. & Kuischer のように現時点でその成果を総括することができると云うことにもなる。

ただここでゲルマン人の社会が古代(又は古代学の対象)として扱われていることは、一般の古代学の慣例をぬけ出るものとして注目されてよからう。

特にゲルマン社会で以前から K. Wührer, Hoops 等によって問題にされてきた古ゲルマーネンが農地の単独所有(私有)をすでに知っていたか又は総有(Gesamteigentum)或いは「総共有」(Gemeineigentum, Kollektiveigentum)の中に埋没していたかと云った問題を扱うにあたって、更に土地の「公有」(Öffentliches Grundeigentum)つまり公的な国家的な土地所有のもとの土地の私経済の原則に従う管理運営と云った部族社会の経済構成を指摘して居られる(一一五頁)。

ゲルマン人の Gewere やアングリー・サクソニーヌスの Seisna の概念にはもともとそのような所有(上級)と占有(下級)又は公有としての側面からすると古代末期は七世紀に次第に消えて、中世的な諸制度は八世紀に完成して現れていることが確定された。(一一四頁)

ここで著者はいわゆる中世の時代区分について通説を紹介し乍ら、「紀元二五〇年から便宜的な四七六年までの第一様相の特徴は、古代から中世への収斂運動、ゲルマン人とローマ人との並行的相互関係であり、四七六年から六五〇年頃までの第二様相はゲルマン人とローマ人との和協によって特徴付けられている。このようなゲルマン人とローマ人との融合の経過中に、中世的な文化の基礎が作られた。古代から中世への移りゆきを指し示す諸現象のうちで重要なものは、ギリシア・ローマ人の社会の内的変化とくに荘園およびそれに随伴する一切の現象の登場である。(この点ラトウシュの見解は全く特徴的である。——評者) 古代末期と呼ばれる時代は、別の観点からすれば民族移動時代であり、この時代の全性格は、世界史的展望のもとでは、危機に屈服した古い地中海諸民族によってだけではなく、ゲルマン人と云う将来を担う若い民族によっても決定されている。従って中世社会経済史の叙述は、ローマ帝国の変質とゲルマン民族の移動とをもって始められねばならない。」(一一五頁)と述べている。

Dominatus (ローマ帝国後期の専主制——Ernst Stein, Geschichte des Spätromischen Reichs, 1928) (一一五頁)のもとの軍政、税制、経済制度(Colonatus)等の克明な解明から民族移動に至る叙述は新旧二つの世界若しくは体制のダイナミックな運動を的確にとらえている。

そのようなカオスの中のゲルマン人のキリスト教化(一九一頁)は、ヨーロッパ初期中世社会への曙光としてあらわれてくる。

第二編第二章 中世前期の社会経済は、第一節 レーン制(狭義の「評者」封建制)を以って始まっている。プレカリアからベネフィキウム・レーン制への展開について述べていられる。しかしそのような法制上の封建制の理解と並んで社会経済の実体は、むしろ第二節の「荘園」の変容によって把握される。しかし著者は、それが必ずしも一様でなく、ノイストリア地方やアウストラリア地方でのその発展のヴァリアンスについて仔細に考究されている。

そして第三節 農村の領域では、荘園のみでなく自主地(alodium, allod, alien)が各地に存在していたことを指摘されている。これはたしかにワサルによるレーンのさんだつや開墾等によっても拡大されたとみてよからう。

叙述は農村の居住形態とホーフ(農屋敷・耕地、森林、牧草地)の構成、フーフエ(耕地)制度、農村の作業秩序(Weistümerによる成文化)例えば Flurzwang Allmende 等に及んでいる。(二三〇頁) ついで手工業(農村手工業と荘園手工業)があげられている。このような手の労働に対する考え方が(例えばシトー教団のような)聖職者の修道の過程で、古代の労働観を改変し、ついで修道院や教会の経済への影響についてのべていられるが、この点、聖堂の思想が経済に対して無力であったとするラトッシュと全く対照的である。ヘシオドスの労働観が古代の労働観にさからうものであったように経済が本来賤民的な物欲の対象と考えられる聖堂の観念からすると生

産活動がたまたま修道士の修道の具となったとしてもそれは偶然なものであり、労働の神聖についてそのように視ぜられるのは、むしろ近世の宗教改革以後のように思われる。(二三五頁)

しかし著者の商業に関する叙述はきわめて精細であり、物価、貨幣鑄造、市場、商品、貿易、商人等商業活動の条件がここであげられている。この叙述もドイツでは商品が出まわり又都市が形成されたが、貨幣、金融等中世の商業活動の条件がそろわぬために南欧のような発展がみられなかったとするラトッシュに対して印象的である。

著者の叙述は経済史研究者への配慮にあふれており、精細な実証的叙述にみちあふれているが、天馬空をゆくドイツ史学の理念的構想例えばランプレヒトとかドブシュ、リュトゲのような人々によってとりあげられた社会経済史学の他の反面である構造的転移については直接触れて居られない。しかし多元的な史的要素と複雑な出来事の中の確に、調和をもって社会経済史像を描きあげるかどうかと云うことがいかに困難であるかは著者の行間から充分察知できる。

第三章 中世中期および後期の経済発展は、第一節政治的發展の概要をもって始まる。

ヨーロッパ史の中で主要な地位をしめるドイツ経済史又は経済制度史は、国制史(Verfassungsgeschichte)と不可分の関係にある。このことは封建制度、領主制度、等族国家、絶対主義国家等の経済制度を扱う場合不可避的にこの問題につきあたることによって証明されよう。

中世に国家が存在したか否か? については G. von Below 以来論議されてきたが、ここでは中世における領土国家(Fürstentum)や南欧のポデスタ(podesta)やシニョリア(signoria)による都市国家の変遷が北欧の都市同盟(ハンザ同盟)やフランドルの政治形態又はスイスのそれと対照的にあげられている。

このような政治社会に対応して、第二節では農民社会の十二・三世紀における展開が扱われている。いわば封建体制の再編成の時期における政治権力の国家の上部への集中と経済的諸権利の下部への定着は、いわば近世へのニュー・フェウダリズムの序曲であり、領主制の改変が始まる。著者はエルベ以东のグーツヘルンシャフトをそのようなものとして扱われている。

第三節の都市(中世都市)はいわば著者の最もアット・ホームな(上原専禄先生は中世社会について語られる時よくこのように表現される)論述の場である。

著者が、マックス・ウェーバーが主張したように都市の普遍妥当な「理念型」は存在しないと云われる時、かつてアルフォンス・ドープシュが、マックス・ウェーバーやトニーニに対して、「(中世の)計量的経済精神はマックス・ウェーバーがかつて述べたように、漸く宗教改革のときに、それも特にカルヴィンの教義によって、十六世紀に新しく成立したというようなものではない。それはたしかに十一・十三世紀にあたってドイツに存在しており、かつ明らかに全経済遂行を決定的に規定していた。」(Alfons Dopsch, Herrschaft und Bauer in der deutschen Kaiserzeit, S. 207-208) (上原専禄「ドイツ中世にお

ける経済構造変化の問題とドープシュ教授の問題意識」一七六頁)と述べたように実証史家としての著者の面目が躍如としている。

Fluchtburg (Volksburg), Gauburg, Herrenburg (Dynastenburg)から商工業都市に至るまで、軍政と経済及びウェーバーの述べるような西洋以外に存在しない自治団体(Gemeindeverband)としての都市の特徴が保存されている。しかしそのような Selbstverwaltung は Dorfgemeindeにも存在していた(Karl Siegfried Bader, Dorfgemeinschaft und Dorfgemeinde, 1962, S. 363)とすると都市の史的なダイナミズムを支えるものが何かが問われるべきであろう。プラニーツの述べるような中世商人の冒險的且つ革命的な史的な役割やツンフト闘争、ユムーネ運動の中での経済飛躍が都市の自治に与える影響は決して少なくなかった筈である。

著者はそのような観点から第四節で商人、ギルド、商人ギルド、都市共同体(三〇二頁以下)について述べていられる。

第五節の商業圏は、そのような形で第六節の商業の意義を規定し、第七節 工業およびツンフトといった商品生産の実質的なトレーダーの描写が与えられる。そして第八節の都市経済政策の問題に進むことになる。ここでは Stapelrecht, Strassenzwang, Bannrecht のような封建的ツワングやバンが論ぜられると同時に、中世経済のアウトルキーをめぐる、近地商業に重点をおく自給自足的な「手工業都市」と「輸出工業・遠地商業都市」のように自由な都市流通経済が実現して行く。著者は近世におけるマーカンティリズムを都市を本國、周域の農村を植民地にみたてると原理的には中世

都市経済政策に等しいと述べていられる。(三八一頁)

第四章に資本主義があらわれている。本書が「西洋古代・中世経済史」と云う題名であることからすると読者はその理解にとまどうかも知れない。だが古代・中世社会の経済を現代から識別し、その発展性を確かめる意味でも資本主義を論ずることはこの著者にとって当然のことなのである。

第一節 資本主義の概念について著者は、思想の盲点についてウェーバー批判をのべていられる。思想家は屢々自己を対象外におき立論する場合が多い。例えば経済学とは経済学者にだまされぬようにすることであるという場合、この提言者は自己がだます側にはないと云う立場に立って発言しているのである。

資本の生成が多元的であるように歴史的には資本主義(経済制度)もまた多元的である。

農村社会では子を生む「元」または「親」という觀念が資本概念の源であったと著者はのべていられる。(三八五頁)

このような形で資本主義の主体的条件としての資本主義精神と客体的条件としての資本主義的技術について著者は言及している。

古代の資本主義 中世の資本主義を観念的に扱うことにつき、第二節 公正価格、徴利禁止の経済性を論じていられる。つまり経済が倫理や価格の抑制によっては統御され得ないこと、したがって第三節 貨幣を媒介として経済がおしすすめられてきたことについて論じている。第四節の資本家について吾々は *Essai sur la nature du commerce en général* 1755. 著者 Richard Cantillon 女史の

一四〇 (二五〇)

Entrepreneur (p. 388) を想起する。このようなものとしてフックイヤーメヂチをあげ、カトリック信者もまたそのような広義の経済人としていわゆる資本家の源流に入れておられる。之はまさしくウェーバーにとつてなげかわしいことにちがいない。しかし歴史主義とはそのような形で非歴史的、社会学的批判のもとで自己展開をよける運命におかれている。

最後にこの書のぶざまな書評を終るにあたって、ラトゥンシュヤリェトゲ教授がそれぞれの創意を示し乍らも、フランスやドイツのそれぞれの学界の研究史に深く根ざしているように、日本の西洋経済史研究も独自の研究方向がこのような著作によってオリエンティールンされることを祈ってやまない。

著者の御好意に甘え、暴言を心からおおわびする。

一九六七年十二月八日

(ミネルヴァ書房・A5・四三七頁・一八〇〇円)

徳永重良著

『イギリス賃労働史の研究』

——帝国主義段階における労働問題の展開——

飯 田 鼎

—

本書は、きわめてユニークな研究である。そのユニークである点のひとつは、その対象が、イギリス機械工業を中心とする資本と賃労働との関係の分析にその焦点がしぼられていることであり、第二に、それは、その副題にみられるように、帝国主義段階、すなわち、一八七〇年代から一九一〇年代にかけての複雑多岐な労働問題を、著者独自の視点から分析を試みたものであるからである。

従来、外国の労働問題の研究といえは、大体において、労働組合ないし労働運動の歴史的記述が中心となっており、ウェップ夫妻やコール等の歴史的研究の上に依拠してきたわが国の研究水準の制約がみられたのであるが、本書は、そのような制約を打破し、まさしく「帝国主義段階における労働問題の展開」(傍点筆者)として、運動の基盤をなす労資関係、労働市場、賃金構造とそれとの関係について、機械工業を中心として分析を試みている。読者の便宜上、つぎに主要な目次をかかげておこう。

序章 自由主義段階の労資関係

第二章 帝国主義段階の労資関係(概説)

第三章 熟練の変質と労務管理

第四章 労働市場と賃金水準

第五章 賃金構造

第六章 賃金形態

第七章 労働組合運動

第八章 結論

本書の内容を以上のような特異なものたらしめた契機について、

著者は、「はしがき」においてのべているが、これはなかなか示唆に富み、いわば本書の成立の動機について語っている。著者はまず、その労働問題研究への志向を、かの「社会政策論争」に見出し、その後のこの論争の発展過程にあらわれた「出稼ぎ型」論、「半農半工型」論、「日本賃労働史論」、京浜工業地帯の「労働市場の模型」等の実証的・理論的研究に刺戟されながら、一方において、わが国労働問題研究に固定的にあらわれている「型」の論理と、他方において根強い政治至上主義的な労働問題研究の態度にたいして批判的な態度をとることに見出したという。こうした視点から、まず第一に、(一)一国の労働運動にはそれ特有の性格があり、その国の資本主義の発展とかわかっており、先進国イギリスをモデルとし、他国の現状をそれからの偏差とし把えるのは正しくない。(二)帝国主義段階の問題を整理することによって、日本の問題を、理論をふまえてひとまず世界史の発展傾向をつぎとめることによって、日本の地位を確定することの重要性。この二つの前提の上に立って、「事